

和歌山大学大学史資料室会議に関する申合せ

室長裁定 平成30年9月14日

(趣旨)

第1条 この申合せは、和歌山大学大学史資料室（以下「資料室」という。）要項第5条第2項の規定に基づき、和歌山大学大学史資料室会議（以下「会議」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 和歌山大学（以下「本学」という。）及び本学の前身校に関する資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存に関する事項
- (2) 資料の利用、展示及び公開に関する事項
- (3) 資料のアーカイブ構築に関する事項
- (4) 資料の調査研究に関する事項
- (5) 記念誌の刊行に関する事項
- (6) その他資料室の運営に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 資料室長
- (2) 資料室担当教職員
- (3) 各学部教員 1名
- (4) 学術情報課選出委員 1名
- (5) その他資料室長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員を充てる。

2 議長は、会議を召集する。

(持ち回り開催)

第5条 会議は、必要に応じ、持ち回りで開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この申合せに定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議が定める。

附 則

1 この申合せは、平成30年10月1日から施行する。

2 この申合せ施行後最初に選出される第3条第1項第3号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。